

# 衛生管理者免許試験 公表問題

## 関係法令（有害業務に係るもの以外）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 衛生管理者の職務
- ③ 産業医
- ④ 衛生委員会
- ⑤ 安全衛生教育
- ⑥ 健康診断
- ⑦ 医師による面接指導
- ⑧ ストレスチェック
- ⑨ 労働衛生コンサルタント
- ⑩ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑪ 事務所衛生基準規則
- ⑫ 労働基準法（労働時間・休憩・休日）
- ⑬ 労働基準法（有給休暇）
- ⑭ 労働基準法（妊産婦等）
- ⑮ 死傷病報告書

## 【令和 4 年 4 月】

【問 2 6】 雇入れ時の安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 常時使用する労働者が 10 人未満である事業場では、教育を省略することができる。
- (2) 1 か月以内の期間を定めて雇用する者については、危険又は有害な業務に従事する者を除き、教育を省略することができる。
- (3) 飲食店の事業場においては、教育事項のうち、「作業手順に関すること」については省略することができる。
- (4) 旅館業の事業場においては、教育事項のうち、「作業開始時の点検に関すること」については省略することができる。
- (5) 教育を行ったときは、教育の受講者、教育内容等の記録を作成して、これを 1 年間保存しなければならない。

### ▶▶解説◀◀

- (1) (2) 誤り：雇入れ時安全衛生教育は、労働者数、業務の内容、雇用形態（期間を定めて使用される者など）にかかわらず省略できない。安衛法第 59 条（安全衛生教育）第 1 項。
- (3) 正しい：飲食店は「その他の業種（安衛令第 2 条第 1 項③）」に該当するため、「作業手順に関すること」は省略できる。安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 1 項③。
- (4) 誤り：旅館業は「その他業種（安衛令第 2 条第 1 項③）」に該当しないため、「作業開始時の点検に関すること」は省略できない。安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 1 項④。
- (5) 誤り：雇入れ時の安全衛生教育の記録の作成及び保存についての定めはない。

\*解答\* (3)

【令和 3 年 10 月】

【問 2 6】 雇入れ時の安全衛生教育における次の A から D の教育事項について、法令上、金融業の事業場において省略できるものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 従事させる業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- B 作業開始時の点検に関すること。
- C 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- D 作業手順に関すること。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, C
- (4) B, D
- (5) C, D

▶▶解説◀◀

- A. 省略でない：安衛則第 35 条（雇入れ時の教育）第 1 項⑤。
  - B. **省略できる**：安衛則第 35 条（雇入れ時の教育）第 1 項④。
  - C. 省略できない：安衛則第 35 条（雇入れ時の教育）第 1 項⑥。
  - D. **省略できる**：安衛則第 35 条（雇入れ時の教育）第 1 項③。
- 従って、B と D となる。

\*解答\* (4)

## 【令和3年4月】

【問26】 雇入れ時の安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、正しいものはどれか。

- (1) 常時使用する労働者が10人未満である事業場では、教育を省略することができる。
- (2) 1か月以内の期間を定めて雇用する者については、危険又は有害な業務に従事する者を除き、教育を省略することができる。
- (3) 飲食店の事業場においては、「作業手順に関すること」についての教育を省略することができる。
- (4) 旅館業の事業場においては、「作業開始時の点検に関すること」についての教育を省略することができる。
- (5) 教育を行ったときは、教育の受講者、科目等の記録を作成し、1年間保存しなければならない。

### ▶▶解説◀◀

- (1) (2) 誤り：雇入れ時の安全衛生教育は、雇用形態（期間を定めて使用される者など）にかかわらず、省略できない。安衛法第59条（安全衛生教育）第1項。安衛則第35条（雇入れ時等の教育）第1項。
- (3) 正しい：飲食店は「その他の業種（安衛令第2条第1項③）」に該当するため、「作業手順に関すること」は省略できる。
- (4) 誤り：旅館業は「その他業種（安衛令第2条第1項③）」に該当しないため、「作業開始時の点検に関すること」は省略できない。
- (5) 誤り：雇入れ時の安全衛生教育の記録の作成及び保存についての定めはない。

\*解答\* (3)

【令和 2 年 10 月】

【問 2 6】 雇入れ時の安全衛生教育における次の A から D の教育事項について、法令上、医療業の事業場において省略できるものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 従事させる業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- B 作業開始時の点検に関すること。
- C 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- D 作業手順に関すること。

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, C
- (4) B, D
- (5) C, D

▶▶解説◀◀

設問の医療業は「その他の業種（安衛令第 2 条第 1 項③）」に該当するため、雇入れ時の等の教育事項のうち、「1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること」「2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること」「3. **作業手順に関すること**」「4. **作業開始時の点検に関すること**」の事項についての教育を省略することができる。安衛則第 35 条（雇入れ時の教育）第 1 項①②③④。

\*解答\* (4)

【令和2年4月】

【問26】 雇入れ時の安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 1か月以内の期間を定めて雇用するパートタイム労働者についても、教育を行わなければならない。
- (2) 教育事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。
- (3) 金融業の事業場においては、教育事項のうち、「整理、整頓及び清潔の保持に関すること」については省略することができない。
- (4) 旅館業の事業場においては、教育事項のうち、「作業手順に関すること」については省略することができる。
- (5) 警備業の事業場においては、教育事項のうち、「作業開始時の点検に関すること」については省略することができる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：雇入れ時の安全衛生教育は、雇用形態（期間を定めて使用される者やパートタイムなど）にかかわらず、教育及び教育科目を省略できない。安衛則第35条（雇入れ時等の教育）第1項
- (2) 正しい：安衛則第35条（雇入れ時等の教育）第2項
- (3) 正しい：「整理、整頓及び清潔の保持に関すること」については、業種にかかわらず、省略できない。安衛則第35条（雇入時等の教育）第1項⑥
- (4) **誤り**：旅館業は、安衛令第2条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第1項②に該当するため、「作業手順に関すること」についての教育は省略できない。安衛則第35条（雇入時等の教育）第1項③
- (5) 正しい：警備業は、安衛令第2条（総括安全衛生管理者を選任すべき事業場）第1項③の「その他の業種」に該当するため、「作業開始時の点検に関すること」についての教育は省略できる。安衛則第35条（雇入時等の教育）第1項④

\*解答\* (4)

【令和元年 10 月】

【問 26】 雇入れ時の安全衛生教育における次の A から D の教育事項について、法令上、警備業の事業場において省略できるものの組合せは（1）～（5）のうちどれか。

- A 従事させる業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- B 作業開始時の点検に関すること。
- C 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- D 作業手順に関すること。

- （1） A, B
- （2） A, C
- （3） B, C
- （4） B, D
- （5） C, D

▶▶解説◀◀

設問の警備業は「その他の業種（安衛令第 2 条第 1 項③）」に該当するため、雇入れ時の等の教育事項のうち、「1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること」「2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること」「3. 作業手順に関すること」「4. 作業開始時の点検に関すること」の事項についての教育を省略することができる。安衛則第 35 条（雇入れ時の教育）第 1 項①②③④。

\*解答\* （4）

【平成 30 年 10 月】

【問 26】 雇入れ時の安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 1 か月以内の期間を定めて経理事務職員として雇用するパートタイム労働者であっても、教育を行わなければならない。
- (2) 教育事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。
- (3) 病院などの医療業の事業場においては、教育事項のうち、「作業開始時の点検に関すること」については省略することができる。
- (4) 通信業の事業場においては、教育事項のうち、「作業開始時の点検に関すること」については省略することができる。
- (5) 警備業の事業場においては、教育事項のうち、「作業手順に関すること」については省略することができる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：雇入れ時の安全衛生教育は、雇用形態（期間を定めて使用される者など）にかかわらず、省略できない。安衛法第 59 条（安全衛生教育）第 1 項。安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 1 項。
- (2) 正しい：安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 2 項
- (3) 正しい：医療業は「その他の業種（安衛令第 2 条第 1 項③）」に該当するため、「作業開始時の点検に関すること」は省略できる。
- (4) **誤り**：通信業は「その他の業種」に該当しないので、「作業開始時の点検に関すること」は省略できない。
- (5) 正しい：警備業は「その他の業種」に該当するため、「作業手順に関すること」は省略できる。

\*解答\* (4)

【平成 30 年 4 月】

【問 26】 雇入れ時の安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 常時使用する労働者数が 10 人未満の事業場であっても、教育を省略することはできない。
- (2) 1 か月以内の期間を定めて雇用する労働者については、教育を省略することができる。
- (3) 教育事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。
- (4) 病院など医療業の事業場においては、「作業開始時の点検に関すること」についての教育を省略することができる。
- (5) 銀行など金融業の事業場においては、「作業手順に関すること」についての教育を省略することができる。

▶▶解説◀◀

- (1) 正しい：安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 1 項。
- (2) **誤り**：雇入れ時の安全衛生教育は、雇用形態（期間を定めて使用される者など）にかかわらず、省略できない。安衛法第 59 条（安全衛生教育）第 1 項。安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 1 項。
- (3) 正しい：安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 2 項。
- (4) 正しい：安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 1 項。
- (5) 正しい：安衛則第 35 条（雇入れ時等の教育）第 1 項。

\*解答\* (2)